

平成 29 年 4 月 26 日  
内閣官房「明治 150 年」関連施策推進室

## 「明治 150 年」関連施策推進ロゴマーク募集

### ● 趣旨

平成 30 年 (2018 年) は、明治元年 (1868 年) から起算して満 150 年の年に当たります。この「明治 150 年」をきっかけとして、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び、日本の強みを再認識することは、大変重要なことです。このため、政府においては、こうした基本的な考え方を踏まえ、「明治 150 年」に関連する施策に積極的に取り組んでいくこととしています。

そしてこの度、国民の皆様からデザイン案を募集し、「明治 150 年」に関連する施策を推進するにあたってのロゴマークを策定することとしました。政府が行う取組に加え、地方公共団体や民間の方々共通のロゴマークを用いて日本各地で多様な取組を進めることにより、「明治 150 年」の機運が高まり、多くの方々の参加につながることが期待されます。皆様の御応募をお待ちしています。

### ● 応募資格

どなたでも応募できます (個人、法人、グループいずれも可能)。

### ● 応募作品の充たすべき条件

(1) 「明治 150 年」関連施策の方向性 (「明治以降の歩みを次世代に遺す施策」、「明治の精神に学び、更に飛躍する国へ向けた施策」) を踏まえ、明治 150 年に向けた国民の機運の高まりに資するデザインとするよう心がけてください。

※別添 (「明治 150 年」関連施策の推進について) を御参照ください。

(2) 作品はポスターや名刺、ピンバッジ等に使用することや、単色 (モノクロ含む) での使用も想定したデザインとしてください。

(3) 絵柄 (シンボルマーク) と文字 (ロゴタイプ) を組み合わせた文字図形一体型のデザインでも、シンボルマークはなしで、ロゴタイプのみでのデザインでも構いません。

(4) 文字 (ロゴタイプ) に使用する語句は「明治 150 年」、「MEIJI150th」とします。

※「明治 150 年」と「MEIJI150th」はいずれか一方だけの使用でも、両方の使用でも、また、同じものを複数使用しても構いません。

※語句は、(明治、MEIJI) と数字 (150 年、150th) が一体となる形 (「明治 150 年」、「MEIJI150th」、「明治 150th」、「MEIJI150 年」) で使用してください。ただし、いずれか一つでも一体となる形で使用されている場合には、デザイン上の必要性からさらに付随的に一部 (例: 「明」、「MEIJI」、「M」「150」など) を使用することは構いません (例: 「明治 150 年」の下にアルファベットで「MEIJI」と記載する、「MEIJI150th」の上に「明治」と記載するなど。ただ

し、付屬的に使用した「明治」、「MEIJI」、「明」が最も強調されるデザインは避けてください。

※数字はアラビア数字、漢数字どちらを用いても、構いません。

※アルファベットを使用する場合は大文字、小文字どちらを用いても構いません。

※いずれも書体・フォントは自由です。

※文字と数字が一体となる形で盛り込まれていれば、文字・数字の配置は縦・横・斜めなどいずれも可能です。（「明治」と「150年」、「MEIJI」と「150th」が2行になっても一体となっていれば構いません。）

(5) 全国各地で使用するため、特定地域を連想させるデザインは避けてください。

(6) 条件について不明な点がある場合は、作品制作に取り掛かる前に問合せ先に照会してください。

## ● 募集期間

平成29年4月26日（水）～平成29年5月28日（日）中

## ● 応募方法

(1) 応募点数は5点までとします。

(2) 作品の提出に際しては、電子メールに作品を添付し、boshuu@meiji150.go.jpに送信してください。作品は電子データでカラー版とモノクロ版の両方を作成するものとし、①JPEG, GIF, PNG, PDFのいずれかの形式、②サイズはカラー版、モノクロ版それぞれ3MB以内、③解像度300dpi以上とします。

(3) 提出は1メールにつき1作品としてください。

(4) 必ず名前（法人、グループでの応募の場合は代表者名）、年齢（複数の場合は代表者の年齢）及び住所（都道府県）をメールに明記してください。

(5) 作品の趣旨の説明を200字以内で記載してください（提出メール本文へ記載又は説明を記載したワードファイルを添付）。

## ● 審査・選考等

民間の専門家を含む選考会（2回程度）を開催し、審査の上、採用作品及び優秀作品（3～5件程度）を決定・表彰します。また、採用作品には副賞を進呈いたします。

（審査委員（五十音順、敬称略））

（有識者）

東	修平	大阪府四條畷市長
清川	あさみ	アーティスト
佐藤	可士和	クリエイティブディレクター
紫	舟	書家、アーティスト
筒井	清忠	帝京大学文学部長
難波	知子	お茶の水女子大学大学院准教授

森山 明子 武蔵野美術大学教授

(政府)

野上 浩太郎 内閣官房副長官(「明治 150 年」関連施策各府省庁連絡会議議長)

長谷川 榮一 内閣広報官(「明治 150 年」関連施策各府省庁連絡会議副議長)

## ● 留意事項(権利関係等)

- (1) 応募作品は、国内外で未発表のものとしてください。
- (2) 応募作品の作成及び応募に係る費用は応募者の負担とします。
- (3) 応募作品は返却いたしません。
- (4) 採用作品に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。)を始め、知的財産権は内閣官房に無償で譲渡していただきます。また、採用作品の展示・公表等に関する権利は内閣官房が優先保持します。
- (5) 他者の知的財産権を侵害する疑いがある場合は、採用又は賞を取り消すことがあります。
- (6) 採用作品については、応募者と協議の上、ロゴマークとして使用する上で必要な補作(修正)をお願いすることがあります。
- (7) 採用作品の応募者には、必要が生じた場合には、利用ガイドラインの作成や、採用作品を用いた「明治 150 年」関連施策の広報活動等へのご協力をお願いすることがあります。
- (8) 応募者の個人情報応募者に許可なく第三者に開示・提供しません。ただし、採用作品及び優秀作品の応募者名等は内閣官房ホームページ等で公表する予定です。個人情報は業務終了後、適切に廃棄します。
- (9) 審査状況に関するお問い合わせにはお答えしかねますので御了承ください。

## ● ロゴマーク募集のホームページ

以下のホームページを参照してください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/logo/boshu.html>

### 【お問い合わせ先】

#### (1) ロゴマーク募集について

内閣官房内閣広報室 「明治 150 年」関連施策 ロゴマーク募集担当 原、大沼、片桐  
(直通)03-3581-0201

#### (2) 「明治 150 年」関連施策について

内閣官房「明治 150 年」関連施策推進室 大塚、目貫、田崎  
(直通)03-3581-1357

平成28年12月26日

「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議

## 「明治150年」関連施策の推進について

平成30年（2018年）は、明治元年（1868年）から起算して満150年に当たる。この「明治150年」に向けて、有識者からヒアリングを行ってきたところであり、今後、以下の方針に基づき、関連施策の推進を図ることとする。

### ◆基本的な考え方

#### 1. 「明治以降の歩みを次世代に遺す」

明治以降、近代国民国家への第一歩を踏み出した日本は、この時期において、近代化に向けた歩みを進めることで、国の基本的な形を築き上げていった。

例えば、内閣制度の導入、大日本帝国憲法の制定、帝国議会の設置など立憲政治・議会政治の導入、欧米の状況把握のための岩倉使節団の派遣など国際社会への対応、鉄道の開業や郵便制度の施行など技術革新と産業化の推進、義務教育の導入や女子師範学校の設立など女性を含めた教育の充実等、明治以降の近代化に向けた取組は多岐にわたる。

過去を振り返って見えるものは、未来へのビジョンでもあることから、こうした近代化の歩みが記録された歴史的遺産を後世に遺すことは極めて重要である。特に、近年、人口減少社会の到来や世界経済の不透明感の高まりなど激動の時代を迎えており、近代化に向けた困難に直面していた明治期と重なるところもあることから、この時期に、

改めて明治期を振り返り、将来につなげていくことは、意義のあることであると考え。しかしながら、時間の経過等によって、このような歴史的遺産が散逸、劣化してしまうことが懸念されてもいる。

については、「明治150年」を機に、明治以降の日本の歩みを改めて整理し、未来に遺すことによって、次世代を担う若者に、これからの日本の在り方を考えてもらおう契機とする。

## 2. 「明治の精神に学び、更に飛躍する国へ」

明治期においては、従前に比べて、出自や身分によらない能力本位の人材登用が行われ、機会の平等が進められた。

そうした中において、明治初期から中期を中心に、若者や女性、また、学術や文化を志す人々が、海外に留学して貪欲に知識を吸収したり、国内で新たな道を切り拓いたりした。

また、この時期においては、外国人から学んだ知識を活かしつつ、和魂洋才の精神によって、単なる西洋の真似ではない、日本の良さや伝統を活かした技術や文化が生み出された。それらは、地方や民間においても様々な形で発展した。特に、来日した外国人の中には、技術をそのまま教授するのではなく、日本の実情を踏まえた内容で指導を行った者や、日本の文化を評価して海外に紹介した者もいる。

こうした明治期の若者や女性、外国人などの活躍を知ることや、当時の技術や文化に触れることは大変有意義なことである。しかしながら、日本各地における、こうした若者や女性などの活躍や、技術や文化に関する遺産については、時間とともに記憶が薄れて埋もれてしまったものや、一部にしか知られておらず十分に評価されていないものも数多いのではないかと思われる。

については、「明治150年」を機に、国内外でこれらを改めて認知する機会を設け、明治期に生きた人々のよりどころとなった精神を捉えることにより、日本の技術や文化といった強みを再認識し、現代に活かすことで、日本の更なる発展を目指す基礎とする。

## ◆施策の方向性

上記「基本的な考え方」を踏まえ、今後、各府省庁において、具体的な関連施策の実現に向けて積極的に取り組んでいく。併せて、広報などの充実を図りつつ、地方公共団体や民間も含めて多様な取組が日本各地で推進されるよう、明治150年に向けた機運を高めていく。

### 1. 明治以降の歩みを次世代に遺す施策

近代化の歩みが記録された歴史的遺産を再認識し、後世に遺すとともに、次世代にこれからの日本の在り方を考えてもらう契機となる施策を推進する。

例えば、ICTなどの最新技術を活用し、新たな国立公文書館の建設が予定されていることも踏まえ、明治期に関する文書、写真等の資料の収集・整理、デジタル・アーカイブ化の推進などが考えられる。

### 2. 明治の精神に学び、更に飛躍する国へ向けた施策

明治期の若者や女性、外国人などの活躍を改めて評価するとともに、当時の技術や文化に触れる機会を充実させることで、日本の強みを再認識し、今後の更なる発展を目指すきっかけとなる施策を推進する。

例えば、日本各地において、それぞれの地域ごとに、明治期に活躍した若者や女性、外国人などを掘り起こして光をあてることにより再認識するとともに、明治にゆかりのある建築物の公開や、明治期の絵画・工芸品に関する美術展の開催など、当時の技術や文化に関する遺産に触れる機会を充実することなどが考えられる。

以 上

# 「明治150年」関連施策の推進について

## 基本的な考え方

※平成30年(2018年)は、明治改元が布告された明治元年(1868年)から起算して満150年の年に当たる。

### 明治以降の歩みを次世代に遺す

- 明治以降、日本は近代化の歩みを進め、国の基本的な形を築き上げた。
- 明治以降の日本の歩みを改めて整理し、未来に遺すことにより、次世代を担う若者にこれからの日本の在り方を考えてもらう契機とする。

※「明治以降の歩み」…立憲政治・議会政治の導入  
国際社会への対応  
技術革新と産業化の推進  
女性を含めた教育の充実 など

### 明治の精神に学び、更に飛躍する国へ

- 明治期においては、能力本位の人材登用の下、若者や女性が、外国人から学んだ知識を活かし、新たな道を切り拓き、日本の良さや伝統を生かした技術・文化を生み出した。
- これらを知る機会を設け、明治期の人々のよりどころとなった精神を捉えることにより、日本の強みを再認識し、現代に活かすことで、日本の更なる発展を目指す基礎とする。

※「明治の精神」…機会の平等  
チャレンジ精神  
和魂洋才 など

## 施策の方向性

### ■ 明治以降の歩みを次世代に遺す施策

明治期に関する文書、写真等の資料の収集・整理、デジタル・アーカイブ化の推進 等

### ■ 明治の精神に学び、更に飛躍する国へ向けた施策

日本の各地域ごとに、明治期に活躍した若者や女性、外国人を掘り起こして光を当てることにより再認識するとともに、建築物の公開など、当時の技術や文化に関する遺産に触れる機会を充実すること 等

今後、各府省庁において、具体的な関連施策の実現に向けて積極的に取り組んでいく。併せて、広報などの充実を図りつつ、地方公共団体や民間も含めて多様な取組が日本各地で推進されるよう、明治150年に向けた機運を高めていく。